

山口県における中小企業者のための官公需確保対策について

1 官公需施策の根拠法令

【中小企業基本法(抄)】(昭和38年法律第154号)

(国等からの受注機会の増大)

第23条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

【官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(概要)】(昭和41年法律第97号)

- ① 毎年度、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本方針を作成(第4条)
「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和2年10月閣議決定)
- ② 国の施策に準じて、地方公共団体は、中小企業者の受注機会の確保に向けて努力(第8条)

【山口県ふるさと産業振興条例(抄)】(平成20年12月24日山口県条例第51号)

(基本的施策)

第7条 県は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

十 建設工事又は物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、県の施策への協力の状況等に配慮して県内の事業者の受注の機会の確保を図るとともに、県産品等の活用を図ること。

2 本県の官公需契約実績額

単位：百万円

区分	官公需契約総実績		うち中小企業向契約実績	
	金額	金額	金額	中小企業者比率
平成29年度	81,647	70,710		86.6%
平成30年度	88,545	79,196		89.4%
令和元年度	84,803	73,204		86.3%

3 本県の取組

【各市町及び庁内への協力依頼】

- ① 4月 中小企業者の受注機会の増大について
- ② 10月 中小企業者に対する国等の契約の基本方針

【官公需情報の提供の徹底】

- ① 山口県入札情報サービス
ホームページで工事関係の発注情報等を提供
- ② 物品管理課及び会計課ホームページ
物品、役務関係の発注情報等を提供

【中小企業・小規模事業者の適切な評価】

- ① 総合評価方式
一般競争入札により発注するすべての工事に原則適用

② 政策入札

業務委託契約（建設工事を除く。）に係るすべての指名競争入札を対象として政策課題を評価項目とする政策入札を実施

【官公需適格組合等の活用】

官公需適格組合の競争入札参加資格審査における、総合点数の算定方法に関する特例（参考）県内の官公需適格組合

組 合 名	住 所	受 注 品 目 等
山口土建（協）	宇部市恩田町 1-1-18	土木一式工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事
山口県石油（協）	山口市小郡下郷 2216-1	石油製品の販売
山口県室内装飾事業（協）	下松市青柳 1-3-1	室内装飾品全般の販売

【その他】

① 公共工事地産地消モデル事業

各部局の発注する単独公共工事に県内産品等を利用し、工事完了後は県内産品等の有効性を検証、評価し、さらに開発企業への助言を行うことで、官公需における県内産品の活用を促進するとともに中小企業の販路拡大等を支援する。

② 新事業分野開拓事業者認定制度

一定の要件を満たす新商品を生産する中小企業等を新事業分野開拓事業者として県が認定し、県の機関がその商品を随意契約で購入可能とする制度

③ 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

山口県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

4 新規中小企業者への配慮について

「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（第3、1）」において、国等は新規中小企業者の受注機会の増大を図るための措置を強力に推進するものとしている。

① 新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）への配慮

② （独）中小機構による情報提供

③ 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

【山口県の対応】

① 毎年の集計項目に新規中小企業者を追加

② 集計時には参考資料として新規中小企業者リストを添付

③ リストは、工事・役務・物品等における入札参加者名簿より新規中小企業者の一覧を抽出したものから、経営金融課で精査しリスト化

※入札参加資格者名簿にない企業については個別に判断